

和東町公共施設等総合管理計画

概要版

1. 公共施設等総合管理計画の背景・目的

これまで、本町では町民のニーズの多様化に対応する中で様々な公共施設等(公共建築物、道路・水道などのインフラ資産)を建設してきました。

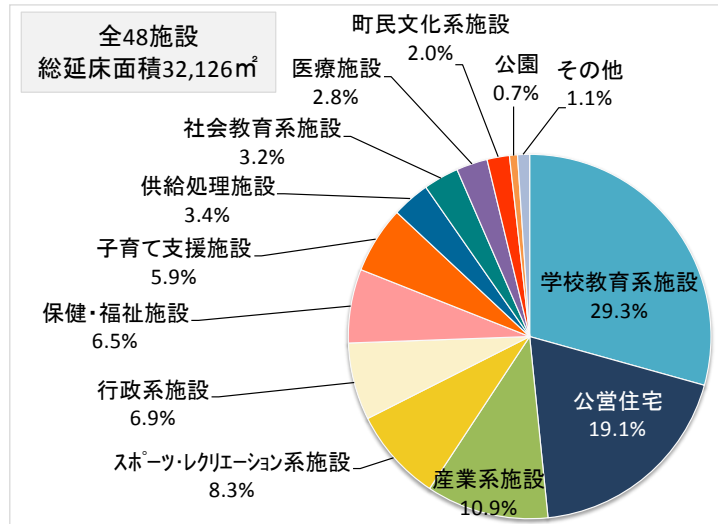
本計画は、その公共施設等の総量を整理した上で、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定したものです。

2. 本町が保有する公共施設等の現況と課題

本町が保有する公共施設等

- ・本町が保有する公共建築物は 48 施設、総延床面積は 32,126 ㎡です。
- ・本町が保有するインフラ資産は、道路、橋りょう、簡易水道、下水道です。

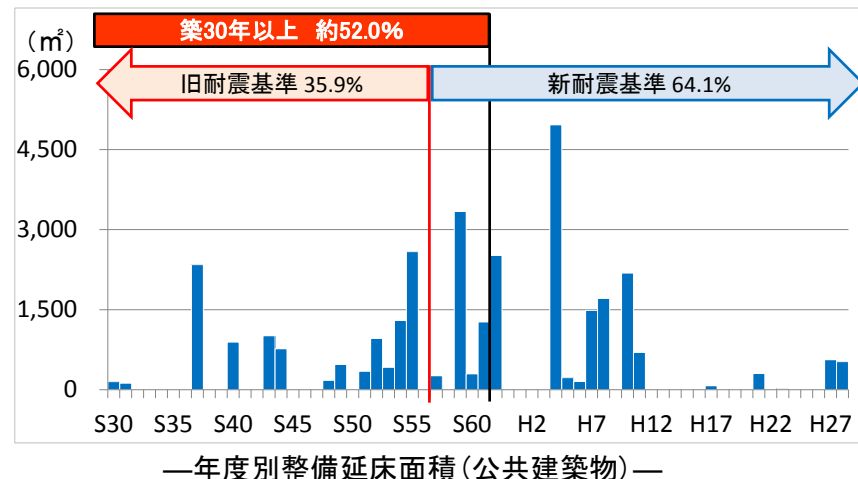
—施設総量(公共建築物)—



—施設総量(インフラ資産)—

施設名	種別	施設概要	
道路	町道	延長 243,230m	面積 615,527㎡
橋りょう	橋りょう	本数 176本	面積 5,392㎡
簡易水道	管路	延長 66,387m	
	施設	1施設	
下水道	管路	延長 35,387m	
	施設	1施設	

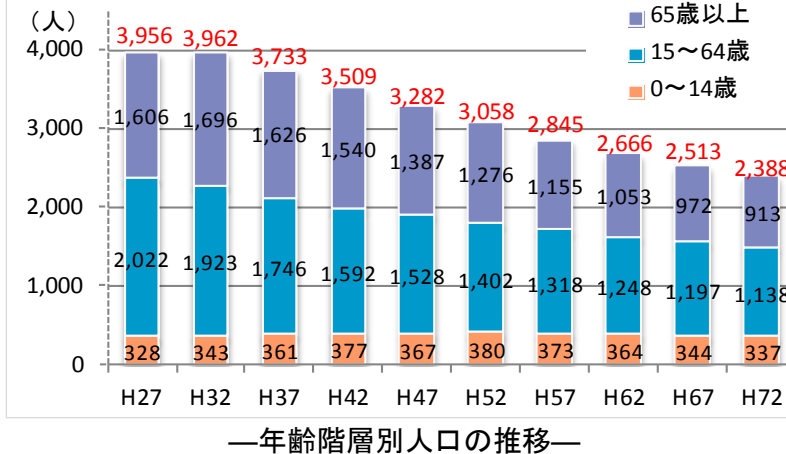
公共建築物の半数以上が築 30 年超



- ・すでに築 30 年以上経過している建築物が全体の半数以上を占めます。
- ・全体の公共建築物のうち約 11.3%が旧耐震基準のまま耐震補強未実施となっています。
- ・早急に大規模な改修や必要に応じて建替えも実施しなければならない状況にあります。

3. 本町における社会状況の変化と課題

人口減少の進行・老年人口率は約 40%で推移

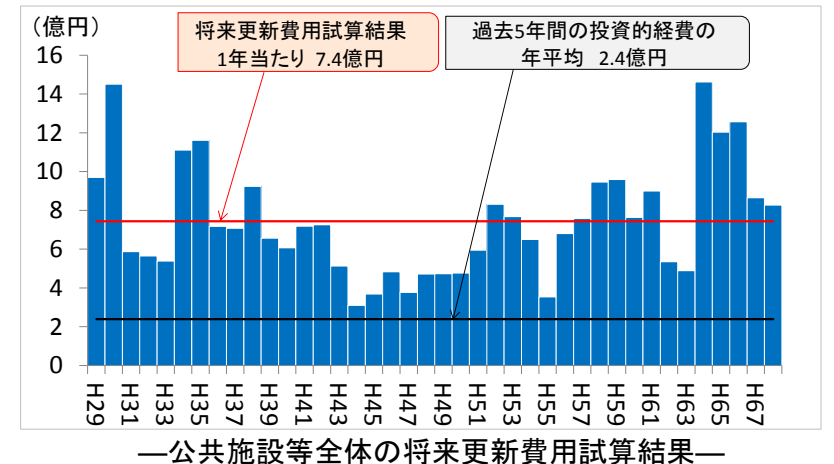


- ・本町の総人口は今後も減少が続き、平成 72 年には平成 27 年に比べて 39.6%減少の 2,388 人になると推計しています。
- ・高齢人口が 40%付近である状態の継続が予測されます。
- ・生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少、少子高齢化に対応するための歳出(扶助費)の増大などにより、現在増加傾向にある投資的経費のさらなる増加、あるいは、同水準で継続して割り当てるのが難しくなることが予測されます。

4. 公共施設等の将来更新費用試算

公共施設等の維持に将来かかる費用は現在の 3 倍

- ・現在の公共施設等の保有量を維持すると仮定して将来にかかる大規模改修や更新の費用を試算すると、今後 40 年間で必要となる大規模改修及び更新費用の 1 年当たりの平均額は約 7.4 億円に上ります。
- ・これは、過去 5 年間の公共建築物にかけてきた投資的経費の 1 年当たり平均額の 4 倍を超えています。



5. 本町の公共施設等における現状のまとめと課題

- ・現在、本町が保有している施設を同じ規模、同じ運営方法、同じ維持管理手法のまま維持し続けることは現実的に不可能であることが考えられます。
- ・したがって、人口減少や少子高齢化が続くことを踏まえた施設の規模縮小化や集約化、複合化、また、運営においては民間活力や民間のノウハウの導入による有効活用、躯体・設備等の維持管理面では中長期的な計画をもって取り組むなど様々な方法を視野に入れ今後の公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

裏面は課題に対応する今後の方針を掲載しています

6. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

主要施策 1：既存施設の有効活用と効率的な運営管理（公共建築物）

- ・これまで整備してきた公共施設等を有効に活用するとともに、効率的な管理運営により、サービスの継続と経費削減に努めます。
- ・必要性が低下した公共施設や利用見通しのない施設については、売却・貸付等の検討を進め、地元住民との生活に密着した施設は、関係者等との話し合いを行いながら協働による運営を行い、必要に応じて地元への移管も含め、施設が最大限に活用される方法を検討します。

主要施策 2：施設保有量の適正化（公共建築物）

- ・更新（建替え）時期を迎えた施設については、機能（公共サービス）維持を目的とした複合化・集約化に取り組み、施設保有量の縮減を図ります。また、使用可能な施設が用途廃止された場合は、民間活用も含めその後の用途転用を検討します。
- ・これからも相楽東部、必要に応じて相楽地域全体での広域的な視点も含めて今後の施設のあり方を検討していきます。
- ・なお、施設保有量の縮減を進めるにあたっては、必要な公共サービスの確保に十分留意しながら進めることとします。

主要施策 3：安全性確保及び長寿命化の推進（公共建築物、インフラ資産）

- ・公共施設等に対し定期的な点検を実施し、利用者の安全を確保します。
- ・更新（建替え）や集約化、複合化を行うことが決定した施設に対しても、解体や廃止となるまでは適切に維持管理し、安全管理に努めます。
- ・必要に応じて、長寿命化計画を個別施設計画として策定し、計画的に修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

7. 計画の期間

本計画の期間：平成 29 年度～平成 68 年度までの 40 年間

- ・公共施設等の計画的な維持管理は、中長期的な視点で行っていく必要があります。

8. 数値目標

公共建築物の施設総量：今後 40 年間で 40%縮減

- 人口ビジョンの定住人口見通しによる減少率を踏まえて設定します。
- 40 年後の住民一人当たりの床面積は現状の水準が維持されます。

なお、この目標に向かって施設保有総量の縮減を進めた場合でも、将来の施設更新費用の見込みは依然として財政的に厳しい状況になると予測されます。効率的な運営や施設縮減に伴う管理運営費の削減分の充当、除却により未利用地となった土地の売却、貸付等による財源確保の検討が必要です。

9. 公共施設等の維持管理に関する各事項の実施方針

点検・診断等の実施方針	・これまで行われてきた管理の状況や建設・設置からの経過年数等を踏まえて老朽化状況を確認します。 ・法定定期点検を行うことは当然ですが、必要に応じて、日常的なパトロールを行い利用者の安全確保に努めます。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	・問題が発生してから対処療法的に老朽化した箇所を修繕する事後保全型の維持管理から、劣化が重大になる前の段階から計画性をもって修繕する予防保全型の維持管理への転換を行うことによって施設の長寿命化を図ります。また、大規模改修や更新(建替え)にあたっては、工事年度を調整することによって平準化を図ります。
安全確保の実施方針	・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、利用者が危険箇所へ入ることがないように注意を促し、危険が広範囲に及ぶ場合には臨時休館にした上で、速やかに工事を実施して復旧させます。
耐震化の実施方針	・重要な施設から順次耐震化工事を実施します。
長寿命化の実施方針	・公営住宅、道路、橋りょうは既に策定した長寿命化計画・修繕計画に従い取組みを実施します。そのほか、必要に応じて、本計画の個別施設計画となる長寿命化計画を策定して長寿命化を進めます。
統合（集約化・複合化）や廃止の推進方針	・更新(建替え)時期を迎えた施設は、施設の役割や用途、利用実績や将来の利用見通し等を精査した上で、廃止や周辺の施設との集約化・複合化、施設規模の縮小による更新(建替え)を検討します。 ・躯体がまだ利用できる状態で用途廃止した施設は、周辺にある老朽化した施設の移転先に充てるなど、用途の転用を検討します。
民間活力の導入方針	・収益性のある施設を中心に公共施設等の運営の一部もしくは全てを民間へ託し、民間の持つノウハウを活かして効率的・効果的な運営を実現し、サービスの継続を図ります。

10. 取組体制の構築とフォローアップの実施方針

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・公共施設等の効率的な再配置に資する情報は庁内の一箇所に集約されるようにルールを定め、総務課が中心となって各部局が連携できる体制を構築します。
フォローアップ及びPDCAの実施方針	・公共施設等マネジメント検討会（仮称）を組織し、計画の実施状況の確認と評価、及び、公共施設等の効率的な再配置に資する情報や各部局の公共施設等の現況についての情報共有を行い、取組みの改善やさらなる取組みの進展につなげます。
計画の推進にあたって	・本計画に基づき公共施設等の廃止や規模縮小化、集約化、複合化、転用等を進めるにあたっては、施設に関する問題や課題を利用者である町民と十分に共有するとともに、議会への説明も行い、町民、議会の意見を取り入れながら進めていきます。

問い合わせ先

和束町 総務課 電話：0774-78-3001 ファックス：0774-78-2799